

※令和3年度より、全ての書類において社印を押印する必要はありません。

《記入例》

様式第8(第11条関係)

一般廃棄物処理業・~~浄化槽清掃業~~許可申請書

令和〇年〇月〇日

岩倉市長様

申請者 住所 岩倉市栄町1番地

氏名 いわくら株式会社

代表取締役 岩倉太郎

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項

~~浄化槽法第35条第1項~~

一般廃棄物処理業の許可

~~浄化槽清掃業の許可~~

を次のとおり申請します。

の規定により

一般廃棄物の収集
運搬業の申請の場
合。

1 取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
2 収集、運搬又は処分の別	収集・運搬
3 営業所の名称及び所在地	いわくら株式会社 岩倉市栄町1番地 電話0000-00-0000
4 事業の用に供する施設の概 要	パッカー5台、タンク〇〇台 〇〇車〇〇台
5 廃棄物の積替所・処分場	小牧岩倉衛生組合

住所も記載してください。

岩倉市内で使用する
車両のみを記入して
ください。

(添付書類)

- (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 申請者(申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。)が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 納税証明書(法人の場合は法人市民税、個人の場合は個人市民税)
- (5) 資格等を示す証書の写し
- (6) 事業計画書
- (7) 従業員調書(運転手については、免許証の写しを添付)
- (8) 保有車両調書(車検証の写し及び写真を添付)
- (9) 事業の用に供する施設の配置図及び付近見取図

申 立 書

令和〇年〇月〇日

(あて先) 岩倉市長

申請者 住 所 岩倉市栄町1番地
氏 名 いわくら株式会社
代表取締役 岩倉太郎

申請者、申請者の役員、政令で定める使用人及び法定代理人、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で定める欠格条項のいずれにも該当しない者であることを申し立てます。

申立書の役員、政令で定める使用人及び法定代理人

役職等	氏名	生年月日	住所	取得免許等の種類 (厚生大臣認定講習会等)	備考
			本籍		
代表取締役	岩倉太郎	S15.4.3	岩倉市栄町〇〇番地	〇〇〇〇	
			岩倉市本町〇〇番地		
取締役	岩倉花子	S15.8.4	岩倉市栄町〇〇番地	〇〇〇〇	
			岩倉市本町〇〇番地		
監査役	〇〇〇〇	〇〇〇	岩倉市栄町〇〇番地	〇〇〇〇	
			岩倉市本町〇〇番地		
相談役	〇〇〇〇	〇〇〇	岩倉市栄町〇〇番地	〇〇〇〇	
			岩倉市本町〇〇番地		
顧問	〇〇〇〇	〇〇〇	岩倉市栄町〇〇番地	〇〇〇〇	
			岩倉市本町〇〇番地		
〇〇支店長	〇〇〇〇	〇〇〇	岩倉市栄町〇〇番地	〇〇〇〇	
			岩倉市本町〇〇番地		

(様式第2の裏面に印刷又は様式第2の次に添付する)

様式第2の裏面に印刷するか、片面印刷したものを様式第2の次に添付してください。内容を変更する箇所はないため、そのまま印刷してください。

欠格条項

- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

注)

- 1 ハに規定する政令で定める法令は、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。
刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条又は第247条の罪は、それぞれ傷害罪、傷害現場助成罪、暴行罪、凶器準備集合罪、凶器準備結集罪、脅迫罪、背任罪である。
- 2 ヘ、リ及びチに規定する政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である。
(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

《記入例》

様式第4

事業計画書（ごみ 収集・運搬）

令和〇年〇月〇日

住所 岩倉市栄町1番地

氏名 いわくら株式会社

代表取締役 岩倉太郎

1 収集件数（岩倉市内分）

区分	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画
1回50kg以上又は 1m ³ 以上の収集件数	2件	3件	4件
その他の収集件数	1件	3件	4件
合計	3件	6件	8件

2 従業員数

正規事務員	2人 (1人)	パート・臨時事務員	4人 (2人)	計6人 (計3人)
正規作業員	2人 (1人)	パート・臨時作業員	4人 (2人)	計6人 (計3人)
合計	4人 (2人)	合計	8人 (4人)	計12人 (計6人)

※（ ）内は、岩倉市内の業務に従事する従業員数を再掲すること。

3 保有車両等

車両等種類	数量（台）	岩倉市内の業務に従事する数量（台）
パッカー車	4	2
ダンプ車	2	1

4 収集運搬計画（搬入先ごとに記入）

廃棄物の種類	令和5年度 見込量(t)	令和6年度 計画量(t)	令和7年度 計画量(t)	搬入先 名称・所在地
燃やす ごみ	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	小牧岩倉衛生組合環境 センター(小牧市野口 2881-9)
破碎ごみ	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	同上
特定家庭 用機器	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	〇 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	〇〇 (〇〇)	〇 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地
	()	()	()	
	()	()	()	

- ※ 1 ()内は、岩倉市内分を再掲すること。
2 搬入先は、岩倉市内の廃棄物に係る分を記載すること。

5 積替え・保管施設(岩倉市内の廃棄物に係る分)

積替え・保管施設の 有無	有 ・ 無
積替え又は保管の 場所の面積	m ²
保管できる量	m ²

6 特別管理一般廃棄物処理計画（岩倉市内分）

収集運搬の有無	有 ・ 無
収集運搬方法	
処理方法及び処理場 所在地等	

7 他市町村における一般廃棄物処理業の許可の状況

市町村名	〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇村
------	-----------------

